

F. デフレ対策	関係 府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
イ. 税制改革					
<p>・産業再生法の抜本改正等、積極的産業調整の進め方の具体策</p>		<p>・産業再生法の抜本改正案を1月28日に閣議決定し、国会に提出。</p>	<p>既存の事業再構築計画に加えて新たに3計画の認定制度を追加。また、税制、政策金融等の措置、商法の特例について、支援措置を大幅に拡大。</p>	<p>現行法は、平成15年3月末を申請期限としているため、事業者が計画申請を行う期間に中断が生じないよう、法案の早期の成立が必要。</p>	<p>今年度中の法案の成立。新法の的確な運営。</p>
ハ. 規制改革					
<p>・産業再生法の抜本改正等、積極的産業調整の進め方の具体策</p>		<p>・産業再生法の抜本改正案を1月28日に閣議決定し、国会に提出。</p>	<p>既存の事業再構築計画に加えて新たに3計画の認定制度を追加。また、税制、政策金融等の措置、商法の特例について、支援措置を大幅に拡大。</p>	<p>現行法は、平成15年3月末を申請期限としているため、事業者が計画申請を行う期間に中断が生じないよう、法案の早期の成立が必要。</p>	<p>今年度中の法案の成立。新法の的確な運営。</p>
二. 金融システム改革					
<p>・産業再生法の抜本改正等、積極的産業調整の進め方の具体策</p>		<p>・産業再生法の抜本改正案を1月28日に閣議決定し、国会に提出。</p>	<p>既存の事業再構築計画に加えて新たに3計画の認定制度を追加。また、税制、政策金融等の措置、商法の特例について、支援措置を大幅に拡大。</p>	<p>現行法は、平成15年3月末を申請期限としているため、事業者が計画申請を行う期間に中断が生じないよう、法案の早期の成立が必要。</p>	<p>今年度中の法案の成立。新法の的確な運営。</p>

		・政策投資銀行による事業再生ファンドへの出資制度を拡充。産業再編に資する事業を対象に加えた。	産業活力再生特別措置法に規定する基本指針に則った取組を行う企業に対して出資を行う事業にも措置。		不良債権処理の加速化に伴い、事業再生案件に関するファンドへの出資ニーズが高まることが予想されるところ、来年度においても追加的な予算措置が望まれる。
	内閣府 財務省 経済産業省	・「株式会社産業再生機構法案」及び「株式会社産業再生機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」を通常国会に提出。	100以上のヒアリングを実施し、マーケットの最新の情報・ノウハウを活用して、3ヶ月弱の期間で法案を準備。内容をわかりやすく国民に説明するため53項目からなるQ&Aを作成し、法案の提出とともに公表。	個別事業の再生支援による我が国産業の再生、不良債権の処理の促進による信用秩序の維持及び金融仲介機能の回復のため、機構を可能な限り早期に設立する。	①法案の成立。 ②機構の設立及び円滑な運営。 ③平成16年度末までに集中的に債権を買取、その後3年以内に取得した債権等の処分を行う。
ホ. その他の制度改革					
・産業再生法の抜本改正等、積極的産業調整の進め方の具体策		・「早期事業再生ガイドライン(案)」を作成、2月14日よりパブリックコメントを開始(20日迄)。2月下旬に正式公表。	早期事業再生の償行定着に向けて、官民の取り組むべき課題を提案。	ガイドラインの活用・実現。	政府の取り組むべき課題については、関係省庁と協力しつつ迅速に制度を整備し、民間が取り組むべき課題については、広く関係者に働きかける。

	内閣府 財務省 経済産業省	・「株式会社産業再生機構法案」及び「株式会社産業再生機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」を通常国会に提出。	100以上のヒアリングを実施し、マーケットの最新の情報・ノウハウを活用して、3ヶ月弱の期間で法案を準備。内容をわかりやすく国民に説明するため53項目からなるQ&Aを作成し、法案の提出とともに公表。	個別事業の再生支援による我が国産業の再生、不良債権の処理の促進による信用秩序の維持及び金融仲介機能の回復のため、機構を可能な限り早期に設立する。	①法案の成立。 ②機構の設立及び円滑な運営。 ③平成16年度末までに集中的に債権を買取、その後3年以内に取得した債権等の処分を行う。
○中小企業政策・積極的産業調整 ・新陳代謝が進むような政策、地方の中小企業支援に国が補填する仕組み、保証料引き上げも含む信用保証の活用等	経済産業省	独創的な技術・アイデアにより新規性の高い事業に取り組む中小企業に対して3,000万円の無担保融資を行う「起業挑戦支援無担保貸出制度」を11月11日創設。	平成15年2月末の実績として、121件、11億7,500万円の実績。	本制度については、創設から約3ヶ月が経ったが、本制度を一層推進するため、更なる普及広報活動が課題。	中長期的な取り組みとして、制度の着実な実施を図るとともに、一層の普及広報活動などを推進する。

	経済産業省	<p>①昨年の155回臨時国会で「中小企業信用保険法」を改正し、法的再建手続により再生計画が認可された中小企業者等に対して金融機関が融資を行う場合に、事業再生保証（DIP保証）を行う制度を創設した。昨年12月16日より施行。</p> <p>②また、DIPファイナンスについては、同年10月の「改革加速のための総合対応策」を受けて、11月末までに対象者の拡充を行った。また、同年12月の「改革加速プログラム」を踏まえ、15年2月3日より金利引き下げと担保徴求免除特例の拡充措置を行った。</p>	平成15年1月末の実績として、DIPファイナンスは42件、32億7,200万円。	本制度については、創設から約3ヶ月が経ったが、本制度を一層推進するため、更なる普及広報活動が課題。	中長期的な取り組みとして、制度の着実な実施を図るとともに、一層の普及広報活動などを推進する。
	経済産業省	<p>昨年の155回臨時国会において、「中小企業信用保険法」を改正し、地域金融機関の再編等により、融資が減少している中小企業者、貸付債権が整理回収機構（RCC）に譲渡された中小企業のうち、再生可能な者をセーフティネット保証の対象とした。昨年12月16日より施行。</p>	平成15年3月7日現在の実績として、7号保証（金融機関の経営合理化に伴う保証）については、6,130件、1,182億円、8号保証（RCCへの貸付債権の譲渡に伴う保証）については、6件、1億1,800万円。	本制度については、創設から約2ヶ月が経ったが、本制度を一層推進するため、更なる普及広報活動が課題。	中長期的な取り組みとして、制度の着実な実施を図るとともに、一層の普及広報活動などを推進する。

	経済産業省	売掛債権担保融資保証制度の一層の推進を図るため、昨年11月11日より、契約締結時から借入れが可能となるよう、制度の改善を実施。また、本年2月10日より保証料率を1%から0.85%に引き下げ。	平成15年3月7日現在の実績は、保証承諾件数5,518件、融資実行額2,523億円（平成14年10月末においては、3,382件、1,390億円の実績）。	本制度創設から約一年経ち、累次の制度改善を行ってきたが、本制度を一層推進するため、更なる普及広報活動が課題。	中長期的な取り組みとして、制度の着実な実施を図るとともに、一層の普及広報活動などを推進する。
	経済産業省	平成14年度補正予算において、中小企業信用補完制度の財政基盤の強化として約2,000億円の予算を確保したところ。		中小企業信用保険制度は依然財政的に厳しい状態にあり、今後も信用補完制度を維持していくためにも、更なる基盤強化が課題。	平成15年4月1日より、保証料率を1%から1.3%に引き上げるとともに、今後の信用保険の財政基盤の強化に万全を図る。

F. デフレ対策	関係 府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
イ. 税制改革					
③産業再生法の抜本改正 産業活力再生特別措置法 (産業再生法)の抜本改正 を行い、「基本指針」を踏 まえて、事業再構築、共同 事業再編、経営資源再生等 の取組に対し、所要の支援 措置を講ずる。これによ り、個別企業の事業再構築 に加え、企業の壁を越えた 業界再編、活用可能な経営 資源の早期再生を加速す る。	経済産業省	産業再生法の抜本改正案を 1月28日に閣議決定し、 国会に提出。	既存の事業再構築計画に加 えて新たに3計画の認定制 度を追加。また、税制、政 策金融等の措置、商法の特 例について、支援措置を拡 大。	現行法は、平成15年3月 末を申請期限としているた め、事業者が計画申請を行 いうる期間に中断が生じな いよう、法案の早期の成立 が必要。	今年度中の法案の成立。新 法の的確な運営。
ハ. 規制改革					
③産業再生法の抜本改正 産業活力再生特別措置法 (産業再生法)の抜本改正 を行い、「基本指針」を踏 まえて、事業再構築、共同 事業再編、経営資源再生等 の取組に対し、所要の支援 措置を講ずる。これによ り、個別企業の事業再構築 に加え、企業の壁を越えた 業界再編、活用可能な経営 資源の早期再生を加速す る。	経済産業省	産業再生法の抜本改正案を 1月28日に閣議決定し、 国会に提出。	既存の事業再構築計画に加 えて新たに3計画の認定制 度を追加。また、税制、政 策金融等の措置、商法の特 例について、支援措置を拡 大。	現行法は、平成15年3月 末を申請期限としているた め、事業者が計画申請を行 いうる期間に中断が生じな いよう、法案の早期の成立 が必要。	今年度中の法案の成立。新 法の的確な運営。

二. 金融システム改革

<p>②「産業再生機構(仮称)」の創設</p> <p>・企業再生に取り組むための新たな機構(産業再生機構(仮称))を預金保険機構の下に整理回収機構(RCC)と並んで創設する。同機構は、「基本指針」に従い、金融機関において「要管理先」等に分類されている企業のうち、メインバンク・企業間で再建計画が合意されつつある等により当該機構が再生可能と判断する企業の債権を、企業の再生を念頭に置いた適正な時価で、原則として非メインの金融機関から買い取る。再建計画及び買取価格等の適正性を担保するため、機構内に有識者からなる「産業再生委員会(仮称)」を設ける。</p>	<p>内閣府 財務省 経済産業省</p>	<p>「株式会社産業再生機構法案」及び「株式会社産業再生機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」を通常国会に提出</p>	<p>・100以上のヒアリングを実施し、マーケットの最新の情報・ノウハウを活用して、3ヶ月弱の期間で法案を準備。</p> <p>・内容をわかりやすく国民に説明するため53項目からなるQ&Aを作成し、法案の提出とともに公表。</p>	<p>・個別事業の再生支援による我が国産業の再生、不良債権の処理の促進による信用秩序の維持及び金融仲介機能の回復のため、機構を可能な限り早期に設立する。</p>	<p>①法案の成立 ②機構の設立及び円滑な運営 ③平成16年度末までに集中的に債権を買取、その後3年以内に取得した債権等の処分を行う。</p>
<p>・機構は、再生企業への追加融資や出資、信託、保証機能等を備える金融機関(株式会社形態かつ存続期間を設定)とする。機構の設立及び運営は、金融界や産業界に相当規模の専門家の派遣を要請するなど、可能な限り民間部門の人的・資金的な支援を得て行うとともに、政府として、関係省庁からの出向や機構の資金調達に対する政府保証の付与など、所要の人的・財政的支援を行う。</p>					

<p>・機構とメインバンクで企業の債権の相当部分を保有し、強力的に企業のリストラ・経営再建を推進する。企業再生策の作成は、メインバンクの情報、ノウハウ、資金（つなぎ資金、ニューマネー）、人材を最大限活用する。機構は、政府全体の協力を得て、業界内での再編なくして再生不能と考えられる企業について、機構内に集積された情報を踏まえ、「基本指針」に従い、産業の再編も視野に入れた企業の再生策を樹立・実行する。政策金融機関の出融資も活用する。</p>					
<p>③産業再生法の抜本改正産業活力再生特別措置法（産業再生法）の抜本改正を行い、「基本指針」を踏まえて、事業再構築、共同事業再編、経営資源再生等</p>	<p>経済産業省</p>	<p>産業再生法の抜本改正案を1月28日に閣議決定し、国会に提出。</p>	<p>既存の事業再構築計画に加えて新たに3計画の認定制度を追加。また、税制、政策金融等の措置、商法の特例について、支援措置を拡大。</p>	<p>現行法は、平成15年3月末を申請期限としているため、事業者が計画申請を行う期間に間断が生じないよう、法案の早期の成立が必要。</p>	<p>今年度中の法案の成立。新法の的確な運営。</p>
<p>④日本政策投資銀行による事業再生・産業再編に係る支援機能の充実 ・企業再生ファンドへの出資制度の拡充、再建企業の資産を買収・承継する第三者企業に対する融資制度の充実等を行う。</p>	<p>財務省 金融庁 経済産業省</p>	<p>企業再生ファンドへの出資制度について、運用の弾力化（平成14年11月22日）</p>	<p>企業再生ファンドの組成の促進</p>		<p>①②③ 企業再生ファンドへの出資制度、DIPファイナンス、産業活力再生支援融資により、事業再生・産業再編を支援。</p>

財務省 経済産業省	再建企業の資産を買収・承継する第三者企業に対する融資制度について、融資対象に営業権等の非設備資金を加える等の制度拡充(平成14年11月22日)	事業再生の円滑な進捗		①②③ 企業再生ファンドへの出資制度、DIPファイナンス、産業活力再生支援融資により、事業再生・産業再編を支援。
--------------	---	------------	--	---

<p>・金融市場の活性化を図り、適切な資金の供給がなされるよう、ローン担保証券(CLO)を含むクレジット・デリバティブの活用など、金融上の仕組みの整備に対する支援を行う。</p>	<p>経済産業省</p>	<p>金融・資本市場活性化のため、ローン担保証券(CLO)等の組成を支援する制度を創設(平成14年11月22日)</p>	<p>民間金融機関の取り組むローン担保証券(CLO)に対する支援を実施</p>		<p>①②③ リスクアセット圧縮により与信の改善を図る民間金融機関の取組に適切に対応</p>
<p>・厚みのある市場を整備するとともに、金融市場の活性化を図るため、日本政策投資銀行は、民間金融機関と連携して証券化の手法を活用する。</p>	<p>財務省 経済産業省</p>	<p>金融・資本市場活性化のため、ローン担保証券(CLO)等の組成を支援する制度を創設(平成14年11月22日)</p>	<p>民間金融機関の取り組むローン担保証券(CLO)に対する支援を実施</p>		<p>①②③ 厚みのある市場の整備等につながる民間金融機関の取組に適切に対応</p>

ホ. その他の制度改革

<p>②「産業再生機構(仮称)」の創設 ・企業再生に取り組むための新たな機構(産業再生機構(仮称))を預金保険機構の下に整理回収機構(RCC)と並んで創設する。同機構は、「基本指針」に従い、金融機関において「要管理先」等に分類されている企業のうち、メインバンク・企業間で再建計画が合意されつつある等により当該機構が再生可能と判断する企業の債権を、企業の再生を念頭に置いた適正な時価で、原則として非メインの金融機関から買い取る。再建計画及び買取価格等の適正性を担保するため、機構内に有識者からなる「産業再生委員会(仮称)」を設ける。</p>	<p>内閣府 財務省 経済産業省</p>	<p>「株式会社産業再生機構法案」及び「株式会社産業再生機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」を通常国会に提出</p>	<p>・100以上のヒアリングを実施し、マーケットの最新の情報・ノウハウを活用して、3ヶ月弱の期間で法案を準備。 ・内容をわかりやすく国民に説明するため53項目からなるQ&Aを作成し、法案の提出とともに公表。</p>	<p>・個別事業の再生支援による我が国産業の再生、不良債権の処理の促進による信用秩序の維持及び金融仲介機能の回復のため、機構を可能な限り早期に設立する。</p>	<p>①法案の成立 ②機構の設立及び円滑な運営 ③平成16年度末までに集中的に債権を買取、その後3年以内に取得した債権等の処分を行う。</p>
<p>・機構は、再生企業への追加融資や出資、信託、保証機能等を備える金融機関(株式会社形態かつ存続期間を設定)とする。機構の設立及び運営は、金融界や産業界に相当規模の専門家の派遣を要請するなど、可能な限り民間部門の人的・資金的な支援を得て行うとともに、政府として、関係省庁からの出向や機構の資金調達に対する政府保証の付与など、所要の人的・財政的支援を行う。</p>					

<p>・機構とメインバンクで企業の債権の相当部分を保有し、強力に企業のリストラ・経営再建を推進する。企業再生策の作成は、メインバンクの情報、ノウハウ、資金（つなぎ資金、ニューマネー）、人材を最大限活用する。機構は、政府全体の協力を得て、業界内での再編なくして再生不能と考えられる企業について、機構内に集積された情報を踏まえ、「基本指針」に従い、産業の再編も視野に入れた企業の再生策を樹立・実行する。政策金融機関の出融資も活用する。</p>					
<p>④日本政策投資銀行による事業再生・産業再編に係る支援機能の充実 ・企業再生ファンドへの出資制度の拡充、再建企業の資産を買収・承継する第三者企業に対する融資制度の充実等を行う。</p>	<p>財務省 金融庁 経済産業省</p>	<p>企業再生ファンドへの出資制度について、運用の弾力化（平成14年11月22日）</p>	<p>企業再生ファンドの組成の促進</p>		<p>①②③ 企業再生ファンドへの出資制度、DIPファイナンス、産業活力再生支援融資により、事業再生・産業再編を支援。</p>
	<p>財務省 経済産業省</p>	<p>再建企業の資産を買収・承継する第三者企業に対する融資制度について、融資対象に営業権等の非設備資金を加える等の制度拡充（平成14年11月22日）</p>	<p>事業再生の円滑な進捗</p>		<p>①②③ 企業再生ファンドへの出資制度、DIPファイナンス、産業活力再生支援融資により、事業再生・産業再編を支援。</p>

<p>・独創的な技術、アイデア等により新たな事業分野を創造する中小企業者に対する無担保融資制度を創設する（商工中金）。</p>	<p>経済産業省</p>	<p>昨年11月11日より実施。</p>	<p>平成15年2月末の実績として、121件、11億7,500万円の実績</p>	<p>本制度については、創設から約4ヶ月が経ったが、本制度を一層推進するため、更なる普及広報活動が課題。</p>	<p>中長期的な取り組みとして、制度の着実な実施を図るとともに、一層の普及広報活動などを推進する。</p>
<p>(2) セーフティ・ネット 貸付・保証の拡充 ①政策金融の活用 ・貸し渋り無担保融資制度の限度額を引き上げる（商工中金）。</p>	<p>経済産業省</p>	<p>昨年11月11日より、貸付限度額を3千万円から5千万円に引上げを実施。</p>	<p>平成15年2月末の実績として、2万3千件、1,470億円。</p>	<p>本制度については、制度改善から約4ヶ月が経ったが、本制度を一層推進するため、更なる普及広報活動が課題。</p>	<p>中長期的な取り組みとして、制度の着実な実施を図るとともに、一層の普及広報活動などを推進する。</p>

<p>・私的整理ガイドラインに沿って整理を行う者を事業再生支援融資制度（DIPファイナンス）の対象事業者追加する（中小公庫・商工中金・沖縄公庫）。貸付債権がRCCに譲渡された中小企業者のうち、再生可能な者に対し融資を行う制度を創設する（中小公庫・商工中金・沖縄公庫）。中小公庫、商工中金、信用保証協会連合会、預金保険機構、RCC、金融庁、経済産業省等による再生可能な中小企業に対するファイナンス確保のための協議会を設置する。</p>	<p>経済産業省</p>	<p>DIPファイナンスについては、平成14年11月11日、29日に私的整理ガイドラインに沿って私的整理が成立した事業者、RCCに貸付債権が譲渡された中小企業者のうち、再生可能な者を対象事業者に追加。また、同年12月の「改革加速プログラム」を踏まえ、15年2月3日より金利引き下げと担保徴求免除特例の拡充措置を行った。協議会については、平成11月22日に第一回協議会を開催し、本年1月16日に第二回協議会を開催した。</p>	<p>平成15年2月末の実績として、DIPファイナンスは55件、44億3,200万円。</p>	<p>本制度については、制度改善から約4ヶ月が経ったが、本制度を一層推進するため、更なる普及広報活動が課題。また、協議会においても関係省庁等と今後も密接な連携をとっていく。</p>	<p>DIPファイナンスについては、中長期的な取り組みとして、制度の着実な実施を図るとともに、一層の普及広報活動などを推進する。協議会については、3月中に第三回協議会を開催する予定。</p>
<p>・「貸し渋り・貸し剥し特別相談窓口」の設置（中小公庫・国民生活公庫・商工中金・沖縄公庫）。</p>	<p>経済産業省</p>	<p>昨年11月5日に、中小公庫・商工中金の全店に窓口を設置。</p>	<p>平成15年2月28日現在の実績として、商工中金約190件、約61億円。中小公庫においては、約1,500件、約1千億円。</p>	<p>本相談窓口において、中小企業者の切実なニーズに対応するべく、機動的な体制を整備することが課題。</p>	<p>今後においても、各機関の支店の窓口において、親身できめ細やかな対応をするよう、徹底する。</p>

<p>②信用保証の拡充 ・新たに以下の中小企業者を信用保証制度の対象に追加し、セーフティ・ネット保証の拡充を行う(中小企業信用保険法の改正(臨時国会))。 金融機関の相当程度の経営合理化(支店の削減等)に伴って借入れが減少している中小企業者。</p>	<p>経済産業省</p>	<p>対象事業者の拡充を行ったセーフティネット保証については、昨年12月16日より施行。</p>	<p>平成15年3月7日現在の実績として、7号保証(金融機関の経営合理化に伴う保証)については、6,130件、1,182億円、8号保証(RCCへの貸付債権の譲渡に伴う保証)については、6件、1億2千万円。</p>	<p>本制度については、創設から約3ヶ月が経ったが、本制度を一層推進するため、更なる普及広報活動が課題。</p>	<p>中長期的な取り組みとして、制度の着実な実施を図るとともに、一層の普及広報活動などを推進する。</p>
<p>貸付債権がRCCに譲渡された中小企業者のうち再生可能な者。</p>	<p>経済産業省</p>	<p>対象事業者の拡充を行ったセーフティネット保証については、昨年12月16日より施行。</p>	<p>平成15年3月7日現在の実績として、7号保証(金融機関の経営合理化に伴う保証)については、6,130件、1,182億円、8号保証(RCCへの貸付債権の譲渡に伴う保証)については、6件、1億2千万円。</p>	<p>本制度については、創設から約3ヶ月が経ったが、本制度を一層推進するため、更なる普及広報活動が課題。</p>	<p>中長期的な取り組みとして、制度の着実な実施を図るとともに、一層の普及広報活動などを推進する。</p>
<p>・法的再建手続に入り、再生計画が認可された中小企業者等に対する事業再生保証制度(DIP保証)の創設(中小企業信用保険法の改正(臨時国会))。</p>	<p>経済産業省</p>	<p>事業再生保証(DIP保証)については、昨年12月16日より施行。</p>	<p>制度の説明のリーフレットを配布する等、中小企業者の制度への認知が深まっている。</p>	<p>本制度については、創設から約3ヶ月が経ったが、本制度を一層推進するため、更なる利用促進活動が課題。</p>	<p>中長期的な取り組みとして、制度の着実な実施を図るとともに、一層の普及広報活動などを推進する。</p>
<p>・譲渡禁止特約解除の推進、手続の簡素化や制度の弾力的な運用により、売掛債権担保融資制度の一層の普及を図る。</p>	<p>経済産業省</p>	<p>14年11月11日より、契約締結時から借入れが可能となるよう、制度の改善を実施。また、15年2月10日より保証料率を1%から0.85%に引き下げ。</p>	<p>平成15年3月7日現在の実績は、保証承諾件数5,518件、融資実行額2,523億円(平成14年10月末においては、3,382件、1,390億円の実績)。</p>	<p>本制度創設から約一年経ち、累次の制度改善を行ってきたが、本制度を一層推進するため、更なる普及広報活動が課題。</p>	<p>中長期的な取り組みとして、制度の着実な実施を図るとともに、一層の普及広報活動などを推進する。</p>

F. デフレ対策	関係 府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
ロ. 歳出改革					
新規の都市開発事業について既成市街地の事業に重点をシフトする。	国土交通省	平成14年度予算において、都市開発事業について、既成市街地への重点的な配分を行った。			・引き続き都市開発事業について、重点的な配分を図る予定。
ホ. その他の制度改革					
新規の都市開発事業について既成市街地の事業に重点をシフトする。	国土交通省	再掲			
都市部における地籍調査の計画的かつ集中的な実施	国土交通省	外部の専門技術者のより積極的な活用と都市再生に係る各種事業との連携の強化の観点から、都市再生地籍調査事業を実施した。	都市部における地籍調査が推進された。	都市部においては、土地の細分化・権利関係の複雑さ等が地籍調査実施上の隘路となっている。	①第156回国国会会期末 外部専門技術者の積極的活用等を内容とする都市再生地籍調査事業等を実施し、都市部における地籍調査の積極的な推進を図る。
地価公示価格情報の一層の開示（取引当事者、取引対象地等が特定されない範囲で、評価の手続、評価に用いた基礎的情報を閲覧等により一般に公開）	国土交通省	・地価公示に係る鑑定評価書記載事項のうち、現在情報公開法の手続きを経て開示している情報を国土交通省の窓口での閲覧に供するため平成14年に構築された電子システムについて、平成14年地価公示に係る情報を追加し、閲覧に供する環境を拡充・整備した。 ・平成15年地価公示（平成15年3月25日公表）に関する公表資料において、具体的な評価内容等がより明確に分かる資料を追加した。	・地価公示制度への一般の理解の促進が図られた。		

<p>より収益性を重視する方向での不動産鑑定評価基準の見直しについて基本的事項を整理・公表</p>	<p>国土交通省</p>	<p>・平成13年12月に、国土審議会土地政策分科会において「不動産鑑定評価基準の改定骨子案」が取りまとめられたことを受け、パブリックコメント手続を実施した。 ・平成14年7月に不動産鑑定評価基準を改正し、関係者に対し通知した（「不動産鑑定評価基準等の改正について」（平成14年7月3日付け国土第83号 国土交通事務次官通知））。なお、新基準については、平成15年1月より運用を開始した。</p>	<p>・収益性を重視した鑑定評価の充実が図られるとともに、鑑定評価の結果についての説明責任の強化が図られた。</p>		
<p>土地の取引価格情報について、国民からの要請に応じて適切な形で提供できる仕組みの早急な検討</p>	<p>国土交通省</p>	<p>・14年12月より国土審議会土地政策分科会の下にある土地情報WGにおいて、取引価格情報等の土地情報の整備・提供方策について検討を行っているところであり、平成15年秋を目途に結論を取りまとめる予定。</p>			<p>・土地情報WGにおいて検討を進め、平成15年秋を目途に取引価格情報等の整備・提供方策について結論を得る予定。</p>
<p>不動産鑑定評価基準について、より収益性を重視する方向での改正</p>	<p>国土交通省</p>	<p>・平成13年12月に、国土審議会土地政策分科会において「不動産鑑定評価基準の改定骨子案」が取りまとめられたことを受け、パブリックコメント手続を実施した。 ・平成14年7月に不動産鑑定評価基準を改正し、関係者に対し通知した（「不動産鑑定評価基準等の改正について」（平成14年7月3日付け国土第83号 国土交通事務次官通知））。なお、新基準については、平成15年1月より運用を開始した。</p>	<p>・収益性を重視した鑑定評価の充実が図られるとともに、鑑定評価の結果についての説明責任の強化が図られた。</p>		

<p>廃棄物の処理及びリサイクルの推進に関し、技術開発や社会の仕組みの確立などを進める。例えば、循環型社会形成を進める静脈物流システム、静脈にかかる情報ネットワークの構築及びリサイクル事業の活性化を進める。</p>	<p>国土交通省</p>	<p>・東京圏における建設廃棄物共同集配システム実証実験の実施 東京圏の臨海部等の遊休地を活用したリサイクル事業を促進するフィージビリティスタディ調査を実施。 ・調査対象廃棄物 コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材、建設汚泥、金属くず、廃プラスチック等の建設廃棄物等 ・調査項目 ①産業廃棄物の排出・収集・運搬・処理・再資源化の現状と課題の把握。 ②収集・運搬・再資源化の関連インフラの状況と課題の把握。 ・トラック等による効率的・低コストの収集・運搬システムの検討。 ・現在、実験結果解析及び各種課題の検討を実施中。</p>	<p>・実験結果を整理の上、成果の利活用が図られるべく記者発表予定。 ・今後、今回実験を行った廃棄物共同集配システムの導入促進を図るための基礎資料として活用。</p>	<p>・実験結果を整理し、課題については今後整理の予定。 ・建設廃棄物の共同収集・運搬の管理・運営基地となるリサイクルセンターの検討。</p>	<p>①第156回国会会期末 実験結果の整理後、建設廃棄物共同集配システムの導入促進に係る検討を実施する。 ②平成15年末 必要があれば、今回の実験により判明した課題及びシステム導入促進に係る検討を踏まえ、システムの改善に係る追加的な検討を実施する。 ③それ以降 建設廃棄物共同集配システムの導入促進に係る施策検討を実施する。</p>
---	--------------	--	--	--	--

F. デフレ対策	関係府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
ホ. その他の制度改革					
<p>「循環型社会形成推進基本計画」を平成14年度末までに策定し、関係府省は、循環型社会に対応した新たなライフスタイル、ビジネススタイルの普及を推進すること等により、静脈産業の育成、グリーン物品の市場拡大等を図る。</p>	国土交通省	<p>・東京圏における建設廃棄物共同集配システム実証実験の実施 東京圏の臨海部等の遊休地を活用したリサイクル事業を促進するフィージビリティスタディ調査を実施。 ・調査対象廃棄物 コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材、建設汚泥、金属くず、廃プラスチック等の建設廃棄物等 ・調査項目 ①産業廃棄物の排出・収集・運搬・処理・再資源化の現状と課題の把握。 ②収集・運搬・再資源化の関連インフラの状況と課題の把握。 ・トラック等による効率的・低コストの収集・運搬システムの検討。 ・現在、実験結果解析及び各種課題の検討を実施中。</p>	<p>・実験結果を整理の上、成果の利活用が図られるべく記者発表予定。 ・今後、今回実験を行った廃棄物共同集配システムの導入促進を図るための基礎資料として活用。</p>	<p>・実験結果を整理し、課題については今後整理の予定。 ・建設廃棄物の共同収集・運搬の管理・運営基地となるリサイクルセンターの検討。</p>	<p>①第156回国会会期末 実験結果の整理後、建設廃棄物共同集配システムの導入促進に係る検討を実施する。 ②平成15年末 必要があれば、今回の実験により判明した課題及びシステム導入促進に係る検討を踏まえ、システムの改善に係る追加的な検討を実施する。 ③それ以降 建設廃棄物共同集配システムの導入促進に係る施策検討を実施する。</p>

F. デフレ対策	関係 府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
二. 金融システム改革					
<p>2. 資産デフレの克服にも寄与する証券・不動産市場の活性化 (3) 不動産流動化の促進 ・不動産証券化の推進 不動産証券化商品（J-REIT等）に関する普及・啓発活動を積極的に実施する。</p>	国土交通省・金融庁	<p>昨年11月から平成15年6月までをJリート市場活性化キャンペーン期間と位置付け、特別キャンペーンを推進中。</p>	<p>・旧不動産シンジケーション協議会が、11月中旬に新聞主要3紙の朝夕刊にJリートの普及・啓発に関する広告を掲載。 ・不動産証券化商品に関する普及・啓発活動を行う(社)不動産証券化協会の設立を12月4日に許可。</p>	<p>・個人投資家へのJリートの普及に向け、(社)不動産証券化協会等を通じて、引き続き積極的なキャンペーンを実施。</p>	<p>・(社)不動産証券化協会等と連携のうえ、既に不動産証券化商品の普及・啓発活動に実績を有する国の普及・啓発活動についての実態調査を実施。 ・(社)不動産証券化協会において、Jリートに関するリーフレットを作成。</p>
<p>2. 資産デフレの克服にも寄与する証券・不動産市場の活性化 (3) 不動産流動化の促進 ・不動産証券化の推進 J-REITに関するインデックス、データベース等の整備を促進することにより、投資家への情報提供を充実する。</p>	国土交通省・金融庁	<p>投資家がJリートへの投資を検討するために必要なインデックスやそれらの基となるデータベース等の整備に向け、民間団体（(社)不動産証券化協会等）が作業に着手。</p>	<p>・(社)不動産証券化協会のホームページ上で、マーケット情報等のJリート関連情報を4月中を目途に公開予定。</p>	<p>・引き続きJリートに関するインデックス、データベース等の整備を促進する。</p>	<p>・(社)不動産証券化協会等を通じて、データベース等の一層の整備を促進する。</p>
ホ. その他の制度改革					
<p>3. 民間投資・消費を誘発する都市再生の促進 (1) 都市再生緊急整備地域の指定及び事業の支援 ・地籍調査の重点的な実施による民間都市開発の円滑化。</p>	国土交通省	<p>地籍調査の実施に先立ち、都市再生緊急整備地域における地図の状況調査等を実施。</p>			<p>都市再生緊急整備地域における地籍調査の実施を推進。</p>

<p>3. 民間投資・消費を誘発する都市再生の促進 (1) 都市再生緊急整備地域の指定及び事業の支援 ・都市基盤整備公団の土地有効利用事業の重点的な実施。</p>	<p>国土交通省</p>	<p>・平成14年度において都市再生緊急整備地域等における土地有効利用事業の重点的な実施のため、制度変更等を実施。</p>	<p>・土地の流動化、都市の再生を図り、民間投資誘発及び雇用創出に資する。</p>	<p>・民間の建築投資環境の整備を促進。</p>	<p>・今国会に「独立行政法人都市再生機構法案」を提出。 ・新法人への移行及び都市再生緊急整備地域の指定状況等を踏まえつつ、土地有効利用事業における民間建築投資を誘導するためにコーディネート等を推進。</p>
<p>3. 民間投資・消費を誘発する都市再生の促進 (2) 都市再生プロジェクト等の活用 ・都市計画道路の緊急整備を行うため、「完了期間宣言路線」の追加公表を含め、完了・供用時期を明示し、供用を早める取組の倍増を目指し、これを重点的に支援する。また、優良な民間都市開発を支える都市計画道路を、事業認可区間の弾力化等により、機動的・重点的に整備する。</p>	<p>国土交通省</p>	<p>都市計画道路の供用を早める取組みを強化する。</p>	<p>地方公共団体において、残りわずかな用地買収が事業進捗の隘路となっている路線等を、一定期間内に完了させる路線(完了期間宣言路線)として公表 H14.1~2 東京都、横浜市、大阪市の計28路線について完了期間を宣言、うち5路線についてH14年度完了</p>		<p>今後、完了期間宣言路線の追加公表も含め、完了・供用時期を明示し、供用を早める取組みの倍増を目指し、これを重点的に支援する。</p>